

政令第 号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「尼崎市」の下に「、岡山市」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理 由

環境影響評価の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の全部が一の市の区域に限られる場合において、当該市の長が、事業者に対し、直接意見を述べるものとする市として、岡山市を追加する必要があるからである。